

府中市まちの環境美化条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 6 月 1 8 日

府中市長 高 野 律 雄

## 府中市規則第 4 2 号

### 府中市まちの環境美化条例施行規則の一部を改正する規則

府中市まちの環境美化条例施行規則（平成 1 6 年 3 月府中市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(禁煙路線の指定、変更又は解除等) 第 4 条 条例第 9 条第 1 項に規定する禁煙路線を指定し、変更し又は解除しようとするときは、委員会に諮らなければならない。 <u>ただし、禁煙路線内において市等が喫煙所を設置し、又は撤去することに伴い、喫煙を認め、又は禁止する必要が生じる範囲について当該禁煙路線を変更しようとするときは、この限りでない。</u>	(禁煙路線の指定、変更又は解除等) 第 4 条 条例第 9 条第 1 項に規定する禁煙路線を指定し、変更し又は解除しようとするときは、委員会に諮らなければならない。
2 省 略	2 省 略

### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。